

議 事 日 程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第73号 瑞穂市組織変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての訂正の件
- 日程第3 議案第72号 西濃環境整備組合規約の変更について
- 日程第4 議案第76号 瑞穂市保育所条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第77号 瑞穂市障害者生活訓練場条例の制定について
- 日程第6 議案第78号 瑞穂市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第80号 平成19年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第81号 平成19年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第75号 瑞穂市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第82号 平成19年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第87号 平成19年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第88号 平成19年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第70号 本巢消防事務組合からの脱退について
- 日程第14 議案第71号 本巢消防事務組合からの脱退に伴う財産処分について
- 日程第15 議案第73号 瑞穂市組織変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第16 議案第74号 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第79号 平成19年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第83号 瑞穂市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第84号 瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第85号 瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第86号 平成19年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第22 発議第14号 メディカルコントロール体制の充実を求める意見書について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第22までの各事件

追加日程第1 発議第15号 瑞穂市議会委員会条例の一部を改正する条例について

追加日程第2 発議第16号 瑞穂市政治倫理条例の一部を改正する条例について

追加日程第3 議案第89号 瑞穂市副市長の選任について

本日の会議に出席した議員

1番	安藤由庸	2番	若園五朗
3番	浅野楔雄	4番	堀武
5番	吉村武弘	6番	小川勝範
7番	藤橋礼治	8番	熊谷祐子
9番	山田隆義	10番	広瀬時男
11番	小寺徹	12番	松野藤四郎
13番	山本訓男	14番	桜木ゆう子
15番	星川睦枝	16番	棚瀬悦宏
17番	土屋勝義	18番	澤井幸一
19番	西岡一成	20番	広瀬捨男

本日の会議に欠席した議員（なし）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	堀孝正	教育長 職務代理者	福野正
市長公室長	広瀬幸四郎	総務部長	新田年一
市民部長	青木輝夫	都市整備部長	松尾治幸
調整監	後藤仲夫	水道部長	河合信
会計管理者	奥田尚道		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	豊田正利	書記	棚瀬敦夫
--------	------	----	------

開議の宣告

議長（藤橋礼治君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は20人であり、定足数に達しています。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 諸般の報告

議長（藤橋礼治君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

お手元に配付しましたとおり、議案の訂正請求 1 件と議案 1 件を受理しましたので、報告をいたします。

12月17日、市長から、議案第73号瑞穂市組織変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての訂正が提出されました。

また、12月18日、山本訓男君から、発議第14号メディカルコントロール体制の充実を求める意見書についてが提出されました。

これらについては、後ほど議題にしたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

日程第 2 議案第73号について（理由説明・質疑・採決）

議長（藤橋礼治君） 日程第 2、議案第73号瑞穂市組織変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての訂正の件を議題にします。

市長から、議案第73号瑞穂市組織変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての訂正の理由の説明を求めます。

市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 議案第73号瑞穂市組織変更に伴う関係条例の整理に関する条例についての議案の訂正について。

議案第73号の瑞穂市組織変更に伴う関係条例の整理に関する条例についての議案について、議会の皆様の御審議をお願いしているところでありますが、行政組織条例の部の設置につきまして、人口 5 万人規模の市町村であることを踏まえ、市長公室の名称にかえて、企画部とし、企画部、総務部の分掌事務の一部の訂正を平成19年12月17日に議長をお願いをしたところであります。どうか御審議を賜りまして、適切な御決定をいただきますようお願いを申し上げて、提案とさせていただきます。

議長（藤橋礼治君） これで訂正理由の説明を終わります。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。

休憩 午前 9 時34分

再開 午前 9 時43分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第73号瑞穂市組織変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての訂正の件を承認することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第73号瑞穂市組織変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての訂正の件を承認することに決定をしました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をします。

休憩 午前 9 時45分

再開 午前10時27分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 議案第72号から日程第8 議案第81号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（藤橋礼治君） 日程第3、議案第72号西濃環境整備組合理約の変更についてから日程第8、議案第81号平成19年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第3号）までを一括議題とします。

これらについては、厚生常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

厚生常任委員長 松野藤四郎君。

厚生常任委員長（松野藤四郎君） ただいま一括議題となりました6議案について、会議規則第39条の規定により、厚生常任委員会の審査の経過及び結果について報告します。

厚生常任委員会は、12月11日午前9時30分から議員会議室で開会しました。全委員が出席し、執行部から市長及び所管の部長、課長の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

議案番号順に要点を絞って報告をします。

初めに、議案第72号西濃環境整備組合理約の変更について審査しました。

これについては、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決しました。

次に、議案第76号瑞穂市保育所条例の一部を改正する条例について審査しました。

これについては、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決しました。

議案第77号瑞穂市障害者生活訓練場条例の制定についての審査では、施設の利用について補足説明がありました。

これについて、条例の施行日である平成20年2月1日から施設の利用が始まるのかとの質疑があり、実際に訓練が始まるのは4月1日からとなるが、訓練が始まる前の2月から3月末までは障害者とその保護者が施設で一緒に宿泊され、それぞれの障害を持つ障害者が訓練で宿泊することができるかの試みをしていただく期間を設けたとの答弁がありました。

また、この施設をつくることになった動機について質疑があり、障害者の保護者が亡くなったときなど、保護する方がいなくなったときに、障害者が地域で自立していくために市として支援できることを考えたとの答弁がありました。

これら質疑の後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決しました。

次に、議案第78号瑞穂市営住宅条例の一部を改正する条例について審査しました。

これについて、第6条第2項に規定する被災者等は、市営住宅に受け入れる余地があればすべて受け入れるのかとの質疑があり、今までに被災者を受け入れたことはなく、県を通じて国土交通省と協議することになるとの回答がありました。

また、入居の申し込み状況と申し込みが多い場合の審査についての質疑があり、現在改修工事をしているため募集は中止している。工事が終われば、募集開始を広報する。申し込みが多い場合は抽選になるとの答弁がありました。

また、低所得者で入居希望の方がいる場合、所得の安定した入居者に退去してもらうことはあるのかとの質疑では、退去させることはないが、家賃が収入に応じて算定されるため、低所得者でないと市営住宅に居住するメリットはなくなるとの答弁がありました。

また、反社会的な宗教団体員などを入居規制する規定を設ける考えについて質疑があり、反社会的などとして国から示されている基準はなく、全国の公営住宅にそのような規定を設けているところはないと県から聞いている。仮に規定したとしても、反社会的ということだけをどのように認定するのかとの問題がある。ただし、実際に近隣に迷惑をかけるような方が入居した場合は、対応を考えなければならないと答弁がありました。

これら質疑の後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決しました。

次に、議案第80号平成19年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について審査しました。

当市の保険税は資産割が高く、所得の低い高齢者などに不公平だと思うが、今後の賦課方式の考え方はとの質疑があり、資産割の税率は高い方だが、一度に資産割をなくすというのは難しい。資産割の割合を下げている方向で来年度に向けて試算していると答弁がありました。

また、保険証の個人単位での発行時期について質疑があり、後期高齢者医療制度の開始にあわせて平成20年4月から発行できるよう準備していると答弁がありました。

これら質疑の後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決しました。

議案第81号平成19年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第3号）についての審査では、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決しました。

以上で厚生常任委員会の委員長報告を終わります。平成19年12月19日、厚生常任委員会委員長 松野藤四郎。以上でございます。

議長（藤橋礼治君） これより議案第72号西濃環境整備組合規約の変更についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第72号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 確認できませんので、再度採決をいたします。着席願います。

これから議案第72号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。着席願います。

したがって、議案第72号西濃環境整備組合規約の変更については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第76号瑞穂市保育所条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第76号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。着席を願います。

したがって、議案第76号瑞穂市保育所条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第77号瑞穂市障害者生活訓練場条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第77号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。着席願います。

したがって、議案第77号瑞穂市障害者生活訓練場条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第78号瑞穂市営住宅条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第78号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。着席願います。

したがって、議案第78号瑞穂市営住宅条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第80号平成19年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第80号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。着席願います。

したがって、議案第80号平成19年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第81号平成19年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第3号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第81号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 確認できませんので、再度採決をいたします。

これから議案第81号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。着席願います。

したがって、議案第81号平成19年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第75号から日程第12 議案第88号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（藤橋礼治君） 日程第9、議案第75号瑞穂市企業職員の給与の種類及び基準に関する条

例の一部を改正する条例についてから日程第12、議案第88号平成19年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）までを一括議題とします。

これらについては、産業建設常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長 若園五朗君。

産業建設常任委員長（若園五朗君） ただいま一括議題となりました4議案について、会議規則第39条の規定により、産業建設常任委員会の審査の経過及び結果について報告します。

産業建設常任委員会は、12月13日午前9時30分から第3の2会議室で、委員1名が欠席され、4名にて開会しました。執行部から市長、所管の部長、調整監、課長の出席を求め、各議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

各議案ごとに要点を絞って報告します。

初めに、議案第75号瑞穂市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

これについては、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

次に、議案第82号平成19年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第2号）について審査しました。

これについては、平成18年度の消費税が確定したためのもので、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

議案第87号平成19年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）についての審査では、人員1名を水道事業会計に配置がえしたため、給料等を補正するものと補足説明がありました。報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

次に、議案第88号平成19年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）について審査しました。

これについては、議案第87号の下水道事業特別会計からの職員配置がえの関連等により補正するものと補足説明がありました。報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

以上で産業建設常任委員会の委員長報告を終わります。平成19年12月19日、産業建設常任委員会委員長 若園五朗。以上です。

議長（藤橋礼治君） これより議案第75号瑞穂市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第75号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。着席願います。

したがって、議案第75号瑞穂市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第82号平成19年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第82号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 確認ができませんので、再度願います。

これから議案第82号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。着席願います。

したがって、議案第82号平成19年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第87号平成19年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第87号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 確認ができませんので、再度採決します。

これから議案第87号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。着席願います。

したがって、議案第87号平成19年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第88号平成19年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第88号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。着席願います。

したがって、議案第88号平成19年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第70号から日程第21 議案第86号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（藤橋礼治君） 日程第13、議案第70号本巢消防事務組合からの脱退についてから日程第21、議案第86号平成19年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）までを一括議題とします。

これらについては、総務常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 星川睦枝君。

総務常任委員長（星川睦枝君） ただいま一括議題となりました9議案について、総務常任委員会の審査の経過及び結果について報告します。

総務常任委員会は、12月14日、17日、そして本日19日と議員会議室にて開催しました。

14日は午前9時30分から全委員が出席し、執行部から市長、会計管理者及び所管の部長、課長の出席を求め、付託された各議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。なお、議案第73号につきましては、14日、17日、そして本日19日と3日間にわたり質疑、討論、採決を行いました。

議案第73号については最後に経緯等を含め報告することとして、その他の議案については、議案番号順に要点を絞って報告します。

初めに、議案第70号本巢消防事務組合からの脱退について審査しました。

これについては、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

次に、議案第71号本巢消防事務組合からの脱退に伴う財産処分について審査しました。

これについては、財産処分について、当組合で購入し、所有している消防車等は財産処分に該当しないのかとの質疑があり、脱退に関する協定書に基づいて財産処分をするものとの答弁

があり、その後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

次に、議案第74号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について審査しました。

これについては、月に何件ぐらいあるのか、従来はどのように運用されていたのかなど質疑があり、件数については、申請にばらつきがありますが、現在、新規の審査案件が3件あり、今までは生活保護等の審査時に一緒をお願いしていたが、明確に非常勤の特別職職員に位置づけたいとの答弁がありました。

これら質疑の後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

次に、議案第79号平成19年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）について審査しました。この議案については、担当部・課からも説明員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

教育費、小学校費の節の工事請負費800万円は、学童保育を実施するための西小、中小の改修工事費と説明があったが、現在、美江寺公会堂で実施している中小学校区の保護者会では、「学校敷地内では実施してほしくない。公会堂がいい」と聞いている。中小敷地内での実施は、保護者会とは全く意見が逆ではないか。使うかどうかわからないのに、800万円の工事費、66万円の備品購入費をかけるのはむだではないかとの質疑に対し、学童保育が実施できるように工事をするが、遊戯台をフラットにしたり、トイレ、手洗い場など、大半の工事は学校施設としても活用できる。一部畳を入れたり、湯沸かし器をつけたりと、最小限の費用で済むように計画しています。また、公会堂も老朽化し、数年後には建てかえの検討が必要との話も聞いており、そのかわりの施設としても必要であり、備品のロッカー、冷蔵庫など移動できるのでむだにはならない。今後の保護者会との打ち合わせで、しっかりと必ず責任を持って調整していきますとの答弁でした。

また、本巢縦貫道東側の別府保育所改修工事3,500万円の内容について、配置図を参考に説明を受け、この子育て支援拠点整備事業（第2期工事）は繰越明許費に上がっているように、工事契約をする上で補正が必要との答弁がありました。

これら2点においては、文教委員会、厚生委員会でも協議された結果、了承している旨の答弁を確認しました。

そのほか、予算説明書に沿って、浄化槽設置補助金、合併特例債の内容等の説明を受け、これら質疑の後、討論なく、採決の結果、委員1人の棄権のほか、全会一致で原案どおり可決しました。

次に、議案第83号瑞穂市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例、議案第84号瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について審査しました。

これら、いずれの議案も質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しまし

た。

次に、議案第85号瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について審査しました。

その後、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

次に、議案第86号平成19年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）について審査しました。

これは、当初予算から、4月1日の人事異動、退職、育児休暇、病休等関係、そして、先ほどの議案第85号の給与改定等を補正するもので、予算説明書に基づき説明がありました。

これについては、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決しました。

最後に、議案第73号瑞穂市組織変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について審査しました。

まず、14日に執行部より説明を求めました。

今回の組織改革の方針として、地方分権社会が進む中、社会変化に伴う多様化、高度化する市民ニーズによりスピーディーな対応が求められ、市民参加の協働のまちづくりを目指し、より質の高い、効率的な市役所を目指す。そして、厳しい財政状況であるので、部・課数については原則ふやさないこととする。

全職員にアイデアを求め、調査・研究をした。どんな組織改革にもメリット・デメリットはある。その中で、基本方針に基づき検討した結果、現在の市民部の所管事務が膨大であり、子供から高齢者までと福祉は今後の重点事項のため、市民部とは独立させて福祉部を増設する。ごみ、合併浄化槽などの環境関係は水道環境とも密接に関係しているため、環境水道部とする。自治会などコミュニティー関係を秘書広報課へ移管するなど、瑞穂市行政組織条例の改正、瑞穂市総合計画審議会条例の改正、瑞穂市職員定数条例の改正、瑞穂市福祉事務所設置条例、その他4件の関係条例について、新旧対照表に沿って補足説明がありました。

その後、質疑に移り、行政組織条例では、市長の直近下位の内部組織である部単位での分掌事務しか見えない。課の分掌事務がどのようになるのかわかりづらいので、その点について説明を求める質疑があり、執行部より、課の分掌事務の移管、分割図の資料提出があり、課・部を超えて調整しなければならない組織体制ではなく、なるべく部の中で調整できるようにする。仕事がやりやすいようにする。それが市民へのサービス、質の向上につながる。その概念を基本とし、課ごとの分掌事務の変更について補足説明がありました。

なぜ最初からこの資料が議員に配付されなかったのかとの質疑に対し、規則には細かいところまでの変更がたくさんあり、おおむね大きく変わるところ、市民に関係するところを示し、検討願いたいと判断したためとの答弁でした。

この組織改革の議案は、いろいろと意見があり、まだ結論が出ていない。全議員の意見を再度お聞きしてから結論を出したい。この組織規則の資料は大変わかりやすいので、全議員に担

当者よりももう少し詳しく説明をしてもらいたいとの要望があり、委員会として、議長に全員協議会の開催を要求した結果、議長の了解が得られましたので、午後5時過ぎに散会といたしました。

15日の全協を経て、17日午前10時から全委員が出席し、執行部から市長、会計管理者及び所管の部長、課長の出席を求め、再度、総務常任委員会を再開しました。

執行部より、全協での説明会では、各議員より、自治会の関係がなぜ市長公室なのか。企画、財政と、権限があまり市長公室に集中し過ぎているのでは。市長公室の名称変更、企業誘致に関する事などの質問、意見があったとの報告がありました。

その後、質疑において、全協の中で、自治会、企画、財政と、権限が市長公室に一極集中してしまっているという意見があったので、その点の説明を再度確認のため求める意見があり、執行部より、自治会に関しては、まちづくりとしてコミュニティー、広く広聴する意味で秘書広報課へ。そして、各施策は各課、各部が中心になって実施する。企画、財政部門は全体の調整をするだけで、小さなまちではないので、事業を全部企画、財政がやるということではないと説明がありました。

また、全協終了後にも、次の日にも、各議員から総務委員会の各委員にいろいろな意見があったと聞いている。この重要な案件について、どのような結論を出すのか、総務委員だけで協議したいので、執行部の退席を求めたいとの意見があり、暫時休憩としました。

その後、暫時休憩中に、急遽市長より本議案の訂正が議長に提出され、議長よりその旨の報告を受け、これ以上この議案の審査ができなくなりました。

訂正があった議案第73号を除く残り8議案についてはすべて審査を終了しましたので、散会としました。

そして本日、訂正の件を含む議案第73号について総務常任委員会を開会し、全委員が出席し、執行部から市長、会計管理者及び所管の部長、課長の出席を求め、補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

執行部より、議会の審議を踏まえ、市民により理解していただける組織内容を検討され、訂正の件が提出されました。

市長公室を企画部と名称変更したが、市長公室の名称・位置づけは、市民への窓口として大変いい、必要だ。それがなくなってしまうとの質疑に対し、市長公室名を使っているのは県内では2市で、他市町村は企画部などの中にあります。また、今回の改正では、部数をふやさないことを基本としているので、理解していただきたいとの答弁がありました。

これら質疑の後、討論なく、採決の結果、全会一致で訂正を含む原案のとおり可決しました。

以上で、会議規則第39条の規定による総務常任委員会の委員長報告を終わります。平成19年12月19日、総務常任委員長 星川睦枝。

議長（藤橋礼治君） これより議案第70号本巣消防事務組合からの脱退についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第70号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。着席願います。

したがって、議案第70号本巣消防事務組合からの脱退については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第71号本巣消防事務組合からの脱退に伴う財産処分についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第71号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。着席願います。

したがって、議案第71号本巢消防事務組合からの脱退に伴う財産処分については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第73号瑞穂市組織変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第73号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。着席願います。

したがって、議案第73号瑞穂市組織変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第74号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第74号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。着席願います。

したがって、議案第74号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第79号平成19年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） 2番 若園五朗君。

2番（若園五朗君） 議席番号2番 若園五朗、翔の会。

議案第79号の一般会計の補正予算の中で、予算説明書の12ページの教育費、小学校費、学校管理費の工事請負費800万の内訳で、中小と西小の学童保育といいますか、その予算化がされておると思います。中小におきましては、1年生から3年生の人数が110人で、ほかの近隣市町を見ても大体10から15%の対象者から受けておる人数、ここに該当しますと、大体10人から15名ということになるかと思えます。現在、美江寺の公会堂におきましては10名程度で行われているんですけども、先ほど慎重審査で総務委員長から報告がありましたとおり、事務方の方から、あくまでも現状と、将来中小の中につくることについての将来の児童数の掌握する最終的な人数等の報告がなかったんですが、今回場所を変えることによって、あくまでもここでそういうような充実した学童人数で対応できるかという確認を委員長にしたかったです。

もう一つは、西小におきましても現在まだまだ募集している状況ということで、6名程度ということで、まだ確定していないような声も聞きました。最終的に西小におきましても、1年生から3年生の児童を全部足しますと137名になり、もしその対象者が10から15%ということになりますと、将来は20名の学童保育になると思うんですね。そうした中で、西小学校の北側の旧幼稚園につきましての今後の対応について、場所の変更をしないように責任持って、あくまでもその両施設ですね。将来の学童の人数が変更ないような、しっかり頑張りますというような人数等の確認もあったかどうか、その審議があったかなかなかだけで結構ですので、よろしく願います。以上です。

議長（藤橋礼治君） 総務常任委員長 星川睦枝君。

総務常任委員長（星川睦枝君） ただいまの若園五朗議員の質問に対してお答えします。

その件については審議しておりませんので、よろしく願いいたします。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第79号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。着席願います。

したがって、議案第79号平成19年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第83号瑞穂市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第83号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。着席願います。

したがって、議案第83号瑞穂市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第84号瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第84号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。着席願います。

したがって、議案第84号瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第85号瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第85号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 確認ができませんので、再度採決をいたします。着席願います。

これから議案第85号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 確認できませんので、再度採決をいたします。

これから議案第85号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。着席願います。

したがって、議案第85号瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第86号平成19年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第86号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。着席願います。

したがって、議案第86号平成19年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）は、委員長報告のとおり可決されました。

ここで、議事の都合によりまして、しばらく休憩をします。

これで午前の部を終わらせていただきます。

休憩 午前11時33分

再開 午後 2 時04分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りをいたします。ただいま土屋勝義君ほか4名から、発議第15号瑞穂市議会委員会条例の一部を改正する条例についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、発議第15号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定をしました。

追加日程第1 発議第15号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（藤橋礼治君） 追加日程第1、発議第15号を議題にします。

本案についての趣旨説明を求めます。

17番 土屋勝義君。

17番（土屋勝義君） 議席番号17番 土屋でございます。

先ほど議長に、発議第15号瑞穂市議会委員会条例の一部を改正する条例についてとしまして、星川睦枝議員、浅野楔雄議員、松野藤四郎議員、若園五朗議員の賛成をいただきまして、提出をいたしました。

趣旨説明としましては、議案第73号瑞穂市組織変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてが先ほど可決されました。組織の名称等が変更になりましたので、瑞穂市議会委員会条例の内容も改正が必要となります。よって、地方自治法第112条及び及び市議会会議規則第13条の規定により提出いたしました。

改正の内容を説明しますと、別表第1号、総務委員会では、「市長公室」を「企画部」に改める。

同表第2号、産業建設委員会では、「水道部」を「環境水道部」に改める。

同表第3号、厚生委員会では、「福祉部」が設置されましたので、福祉部の所管に属する事項を加えた内容になっております。

なお、今まで厚生委員会で所管しておりました環境関係の事務は、今後は産業建設委員会の所管になります。その点につきまして、経過措置としまして、現在在任する常任委員会の委員長、副委員長、委員は、改正後の条例の規定により選任されたものとみなし、その任期は改正前の常任委員等の残任任期といたします。

以上をもって趣旨説明といたします。

議長（藤橋礼治君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りをいたします。発議第15号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、発議第15号は委員会付託を省略することに決定をしました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第15号瑞穂市議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決します。

発議第15号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。着席願います。

したがって、発議第15号は、原案のとおり可決されました。

日程第22 発議第14号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（藤橋礼治君） 日程第22、発議第14号メディカルコントロール体制の充実を求める意見書についてを議題にいたします。

本案について、趣旨説明を求めます。

13番 山本訓男君。

13番（山本訓男君） 13番 山本訓男でございます。

ただいま議長のお許しをいただきまして、意見書を提出させていただきます。

メディカルコントロール体制の充実を求める意見書。

棚瀬悦宏議員、広瀬時男議員の賛成をいただきまして、地方自治法第99条の規定に基づき、瑞穂市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

なお、趣旨説明は朗読をもってかえますので、よろしく願います。

メディカルコントロール体制の充実を求める意見書。

外傷や脳卒中、急性心筋梗塞等の救急治療を要する傷病者に対する救急出動数は、平成18年中で523万件余に上る。この救急・救助の主体的役割を担うのが救急救命士等であり、救急現場から医療機関に搬送されるまでの間において、医学的観点から救急救命士等が行う応急処置の質を保障するメディカルコントロール体制の充実や、特に医師による現場及び搬送途上の救急隊への指示・助言を行うオンラインメディカルコントロール体制の整備が求められている。

しかし、救急救命士等が実施する応急手当、救急救命処置や搬送の手段の選定等について、医師の指示・助言、事後検証、教育体制の整備等の手順及び活動基準のマニュアル化が十分なされていないことから、都道府県のもと、各地域に設置されているメディカルコントロール協議会では、早急にメディカルコントロール体制の整備を推進すべきである。

本年5月に都道府県メディカルコントロール協議会を統括する全国メディカルコントロール協議会連絡会が発足した。各地域の現場の声を集約する環境が整ったことから、地域のメディカルコントロールにおける課題や先進事例等についてしっかりと意見交換をした上で、速やかに情報をフィードバックしていくシステムを構築すべきである。また、このような対応を進めることで、救急治療を必要とする傷病者に対して、救急隊による適切な応急措置と迅速、的確な救急搬送が行われるよう、メディカルコントロール体制の充実を図るべきである。

以上のことから、国においては、下記の項目について早急を実施するよう強く要望する。

記、1.全国メディカルコントロール協議会連絡会を定期開催し、地域メディカルコントロール協議会との連携強化を図ること。

2.メディカルコントロール協議会を充実させるための財政措置の増大を図ること。

3.オンラインメディカルコントロール体制の構築を推進すること。

4.救急救命士の病院実習や再教育の充実・強化を図ること。

5.救急活動の効果実証や症例検討会の実施を図ること。

以上であります。

なお、提出先は、内閣総理大臣 福田康夫様、厚生労働大臣 舛添要一様、総務大臣 増田寛也様。以上であります。

皆様の慎重なる御審議をいただき、賛同をいただきますようよろしくお願いいたします。

議長（藤橋礼治君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りをします。発議第14号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、発議第14号は委員会付託を省略することに決定をしました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第14号メディカルコントロール体制の充実を求める意見書についてを採決いたします。

発議第14号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。着席願います。

したがって、発議第14号は、原案のとおり可決されました。

お諮りをいたします。ただいま、若園五朗君ほか17名から、発議第16号瑞穂市政治倫理条例の一部を改正する条例についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、発議第16号を日程に追加し、追加日程第2として、議題とすることに決定をしました。

追加日程第2 発議第16号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（藤橋礼治君） 追加日程第2、発議第16号を議題にします。

本案についての趣旨説明を求めます。

2番 若園五朗君。

2番（若園五朗君） 議席番号2番 若園五朗、翔の会。

お手元の方に配付してございます瑞穂市政治倫理条例の一部を改正する条例につきまして、提出します。

提出者、若園五朗。賛成者、17名。広瀬時男議員、小寺徹議員、浅野楔雄議員、山田隆義議員、堀武議員、吉村武弘議員、土屋勝義議員、澤井幸一議員、松野藤四郎議員、棚瀬悦宏議員、桜木ゆう子議員、山本訓男議員、西岡一成議員、熊谷祐子議員、広瀬捨男議員、星川睦枝議員、小川勝範議員。賛成者17名をもって、お手元の方に配付してございます資料について提案しま

す。

今回、政治倫理条例の趣旨を実効的に担保するために、違反した場合の措置を新たに規定するものでございます。

9月定例会に議員提案としまして瑞穂市政治倫理条例の提出をしましたが、今回、違反の措置を第16条を17条とし、15条の次に1条を加え、倫理条例の一部を改正するものでございます。

この条例を作成するに当たりまして、総務省、松江市、牛久市、穴水町、足利市など、全国15の県会政治倫理条例等を十分参考にして作成しました。

お手元に配付してございます条例につきまして、朗読させていただきます。

次の理由により、上記の議案を、別紙のとおり、地方自治法第112条及び瑞穂市議会会議規則第13条の規定により提出します。

理由、瑞穂市政治倫理条例の倫理基準、遵守事項等に違反したときの措置を追加するため、改正を行うものとする。

瑞穂市政治倫理条例の一部を改正する条例。

瑞穂市政治倫理条例（平成19年瑞穂市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

（違反の措置）第16条 市長等及び議長は、市長等及び議員が第3条及び第15条の規定に違反すると審査会が認めたときは、当該市長等及び当該議員に対する辞職勧告等について議会に諮ることができる。

附則、この条例は公布の日から施行する。

皆様の慎重な審議の上、全員の賛成者の同意をお願いします。以上で終わります。

議長（藤橋礼治君） これで趣旨説明は終わりました。

お諮りをいたします。発議第16号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、発議第16号は委員会付託を省略することに決定をしました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第16号瑞穂市政治倫理条例の一部を改正する条例についてを採決します。

発議第16号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立多数でございます。着席願います。

したがって、発議第16号は、原案のとおり可決されました。

ここで、議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。

休憩 午後2時24分

再開 午後2時56分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りをいたします。ただいま、市長から議案第89号瑞穂市副市長の選任についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第3とし、議題にしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第89号を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第3 議案第89号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（藤橋礼治君） 追加日程第3、議案第89号瑞穂市副市長の選任についてを議題にします。

市長提出議案について、提案理由の説明を求めます。

市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） ただいま議題になりました議案第89号瑞穂市副市長の選任について。瑞穂市副市長に下記の者を選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により議会の同意を求めます。

記といたしまして、1．住所、瑞穂市祖父江990番地1。2．氏名、豊田正利。3としまして生年月日、昭和23年12月30日。4．職業といたしまして、瑞穂市職員、現在議会事務局長です。平成19年12月19日提出。

ただいま提案させていただきました瑞穂市副市長の選任については、現在欠員となっており、またことから、地方自治法第162条の規定により、新たに豊田正利氏を副市長に選任するに当たりまして、議会の皆様の同意を求めます。

経歴、学歴、職歴を申し上げます。

学歴でございます。昭和42年3月、岐阜県立岐阜西工業高等学校土木科卒業。

職歴でございます。昭和42年4月1日、穂積町職員（事務吏員）となりまして、産業課勤務を初めといたしまして、以来、総務課、税務課、福祉課、産業課等々経験をいたしまして、昭和63年4月1日、税務課長補佐兼税務係長。さらに平成3年の4月1日、教育委員会に出向しまして、給食センターの所長。平成4年4月1日から税務課長、平成7年の4月1日からすこやか住民生活部の税務課長、平成10年4月1日からゆめづくり総務企画部の総務課長。さらに平成12年4月1日、教育委員会に出向いたしまして、教育次長。平成14年4月1日、議会事務局に出向いたしまして、議会事務局長。そして平成15年5月1日、旧穂積町と巣南町の合併によりまして瑞穂市が誕生しました。その瑞穂市の職員となりまして、議会担当部長としまして、5月13日、議会事務局に出向し、議会事務局長を務めまして、現在に至っておるわけでございます。

どうかひとつ、私としましては、副市長として最適任として選任をさせていただきました。議会の皆さんの格別の御理解を賜りまして、選任に御同意をいただきますことをお願い申し上げます。私の提案説明にかえさせていただきます。

議長（藤橋礼治君） これで提案理由の説明を終わります。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第89号瑞穂市副市長の選任については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま議題となっております議案第89号は委員会付託を省略することに決定をしました。

これより議案第89号瑞穂市副市長の選任についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 具体的に議案が提案をされまして、個人の名前が出ておりますので、特段個人についてとやかく言う視点から申し上げるわけではございませんけれども、やはり瑞穂市の副市長人事につきましては、今後のまちづくりを展望したものでなければならないと思うわけですね。当面の課題といたしましても、道路の問題、さらには排水機場の問題、下水道の問題、さらには駅前開発等々、大きな懸案の問題を抱えているわけであります。そういう観点から考えますと、やはり事業の効率的な推進のためには県とのパイプをどうつくり上げていくのか。このことが非常に大事な問題だというふうに考えるわけなんです。そういう意味では、副市長というものは、広域行政の経験をたくさん積まれた、専門的な知識を持った、そういう

能力を持ったベテランに県から来ていただくのが私は一番いいのではないかというふうに思うんですね。市長の具体的な選挙でのマニフェストを実現していく、そういう意味においても、県とのパイプというのは非常にプラスになるんじゃないかというふうに思うわけなんです。ですから、そういうことからすれば、繰り返しますけれども、別に豊田議会事務局長を個人的にどうのこうのという感情で言っておるわけではないわけですが、市長は、そういう意味で、県から副市長に来ていただくというふうな努力はされたのか、されていないのか。これは今後の瑞穂市のまちづくりに大変影響する問題だと思うんですね。簡単に解決する問題じゃないと思う。やはり長期的な戦略的立場から副市長人事というものを考えていただく。このことが私は大事だと思いますので、その点はどうであったのか、そのことについて、市長の答弁を求めておきたいというふうに思います。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） ただいま、西岡議員から御質問がございました。やはりこれからの行政、広域的なことを考えた場合、広域的な行政を進めるために、県とのパイプ的な人材を、県あたりからのそういったことも重要ではないかという御質問でございます。私もそういうこともいろいろ考えたところでございます。実は、私どもの瑞穂市、合併をしまして、以前は本巣郡でございました。県会議員も2人でございましたが、合併しまして瑞穂市単独になりまして、県議会も一人区になりました。幸い瑞穂市の市議会経験の県会議員も誕生いたしております。県とのパイプ役も太いあれができたのではないかと私は思っておるところでございます。私も過去の経験を生かしまして、県との関係、人脈的にも自分にも多少はあるわけでございます。そんなところから、私は事務屋出身ではございません。彼は事務の各般にわたります経験者でございます。しっかりと事務の統率をしてもらいたい。それには一番適任ではないかということで選任をさせていただきました。

行政には、はっきり申し上げまして、いろんなことを考えますと何が大事かといいますと、やはり近未来に向けまして洞察力が必要でございます。そしてもう一つは、現下の課題、今、何が課題であるか、それを的確につかむことであると思っております。そのことを勇気を持って実行していく。やはりビジョンを持って、原点に返ってやっていくことかと思っております。そんな中におきまして、私が選任いたしました豊田正利君は必ずこれにこたえてくれると確信をいたしまして、選任をさせていただきました。どうかひとつ皆さんの格別の御理解をいただきまして、御承認賜りますことを重ねてお願いしまして、私の答弁にかえさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） ただいま答弁をいただきましたけれども、私の質問の核心の部分につ

いての答弁はなかったというふうに思います。結論から申し上げます、とにかく今後の瑞穂市のまちづくりを展望した場合に、その大きな課題である事業の効率的な推進のためには、県とのパイプをしっかりとつがななきゃいけない。そのためには、やはり県の中で行政経験のある、そしてとりわけ広域的な行政的視点から瑞穂市を見れる、そういう専門的能力のあるベテランの職員に来ていただく。それはいけないのかということなんですね。出されておる提案は、中からということでもあります。別に個人の問題を言っているんじゃないんですよ。瑞穂市のまちづくりの今後の戦略的課題を実現するために、どういう副市長人事がいいかという基本的な考え方についてお聞きをしておるわけなんですね。県からは、現実的には調整監が来ておられます。県の職員であります。副市長だったら何でいけないのかですね。だから、そういうことを今回の人事の中で提案をされた方がよかったんじゃないかというふうに思うんです。

ただ、あらかじめ言っておきますけど、結論として、私は反対だということで態度表明をするつもりはないんです。賛成はしますけれども、やはりこれからのさまざまな問題に対応していくときの基本的な戦略的視点としてどうなのか。この副市長人事というのはその当てはめなんです。そのほかのことでもこれから当てはめが起るわけですね。ですから、お聞きをされているわけありますので、もう一回、そこら辺の点について、答弁をしていただければありがたいというふうに思います。以上です。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 先ほどお答えを申し上げましたとおりでございまして、御指摘のこと、西岡議員のおっしゃることもわからないわけでもないわけでございますけれども、そういうことを踏まえまして、今後、行政の推進に当たって、やはり20名の議会の皆さんもお見えになります。本当に一丸となってやっていけば、県の方もやはりいろんな意味で、私ども、ある意味でもらえると思いますので、こういう体制で取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうか御理解をいただきますようお願いを申し上げたいと思っております。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

8番（熊谷祐子君） 議席番号8番、改革の熊谷祐子です。

私は、議案第89号瑞穂市副市長の選任について同意しかねる部分がございますので、それを

述べさせていただきます。

ただいま西岡議員より、副市長には県とのパイプが、より太いパイプをつなげる方がいいのではないかという、質疑においてそういうことを述べられましたが、私は、結果としてはそういうことなんですが、私が懸念を抱く理由を別の言葉で述べさせていただきます。

堀市長は、本年4月22日の市長選挙において、56年に及ぶ松野体制を打ち破られ、ここに瑞穂市政は、年表としては全く新しい時代に入ったと言えます。半世紀に及ぶ歴史を変えられました。しかし、穂積市政の中身を変えていくということは生易しいものではございません。

副市長という立場は、具体的な行政事務にかかわる職員の中で最も重要なポストであります。56年体制を打ち破った堀市長のマニフェストをより効率的に速やかに進めるための副市長人事として、今までの旧体制内の人間が最も適当であると私にはどうしても思われません。現在のところ、マニフェストも順調に進んでいるとは言いがたい状況であります。

私を含め、人間だれしも欠点の多い人間であります。そういうレベルの話ではなくて、半世紀に及ぶ瑞穂市の歴史を変えた堀市長のもとに働く副市長としては、旧体制の色に全く染まっていない、また人間関係にも引きずられないということで、西岡議員の外部から呼ぶのがいいのではないかということにつながるわけですが、私はそういう意味で、今回の堀新市政になっての初めての副市長としては、そういう意味でございますが、全く色のついていない方がいいのではないかと。こういう考えで、この議案に対しては同意しかねるということをお願いしたいと思います。以上でございます。

議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 山田隆義君。

9番（山田隆義君） この副市長の人事に対しましての賛成討論をさせていただきます。

本年、堀市長が、瑞穂市のますますの繁栄のために、流れを変えようというアドバルーンを上げられまして、特にマニフェストを掲げて、めでたく当選をされたわけでありまして。しかし、その当選をされましても、僅少差で当選をしたわけでございますから、当選をしたからといってうぬぼれてはいけません。僅少差で当選をしておるわけでございますから、登用されなかった方の立場を十二分に掌握した上で行政の執行をされれば、ますます地固めをしながら、瑞穂市の繁栄のために邁進するものと思っております。そういうことでございますから、堀市長の所信表明の中で言われておりますように、私は営業マンとして、外交マンとして、しっかり外交をやりたい。しかし、それを支えていく副市長にしっかり行政、かつまた市民のいろいろな声を吸い上げる、歴史の中でしっかりと掌握していただける方を副市長に据えて、内外ともに地盤固めをしながら前進を図る。堀市長は、内向的よりか、外交マンとして確かに精通をされて

おります。外の顔としてしっかり仕事をしていくためには、やはり行政に詳しく、かつまた市民の隅々まで、ある程度地形的によくわかっておられる方を選任同意されたと私は思っております。それにおきましては、この議案の局長の豊田正利君は、高校を出られてから、先ほど歴々と御案内されたように、穂積町の行政職、各課を回って全部掌握されております。それから、行政職として、現在まで、穂積町から瑞穂市にかわっても、行政職、議会の関係、全部精通をされておられますので、内面的にはしっかりと掌握をされていかれると思いますので、外交マンとしての堀市長が伸び伸びと瑞穂市の顔として、しっかり両面をとらえながらやられると思います。両輪をしっかりとコンビを組んでやられると私は確信をいたしておりますので、賛成の立場で意見を述べさせていただきましたので、よろしく願いを申し上げます。

議長（藤橋礼治君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第89号瑞穂市副市長の選任についてを採決いたします。

瑞穂市副市長に豊田正利君を選任することに同意する方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 確認ができませんので、再度採決をいたします。

採決システムを立ち上げますので、しばらくお待ちください。

システムが準備できましたので、ただいまより再度採決をいたします。

賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立多数です。着席願います。

したがって、議案第89号瑞穂市副市長の選任については同意することに決定をしました。

これで本日の日程は全部終了しました。

閉会の宣告

議長（藤橋礼治君） 会議を閉じます。

平成19年第4回瑞穂市議会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会 午後3時24分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成19年12月19日

瑞穂市議会 議長 藤橋 礼治

議員 安藤 由庸

議員 若園 五朗